

マイカー通勤の管理と企業責任

飯田橋労務管理事務所
(商工研相談業務委嘱先)
特定社会保険労務士
鈴木義一



マイカー使用は通勤に限定し、許可制とされていますが、業務でも社有車では対応できない場合、マイカーを便宜的に業務上使用する場合があり、会社からガソリン代などを供与しています。交通違反や自動車事故などが発生した場合における企業責任への対策はどうしたらよいでしょうか。



1. マイカー通勤による会社の責任

自動車事故について会社が通勤のみにマイカー使用を認めていた場合は、判例では原則として会社の責任は否定されています。ただし、マイカー通勤について積極的であったと認められる場合には、会社の責任とされるケースもあります。会社の事故責任を回避する防衛策としては、マイカー通勤を認めるにしても、その必要があ

る場合に限定すべきで、許可制としたうえで、申請があってもマイカー通勤の必要性が強く認められなければ許可しないとすると対応が求められます。

さらに、企業責任があるとして取り上げられた事項として、マイカー通勤にかかる費用をガソリン代や修理代などの実費として認めていたケースがあります。マイカー通勤を認めるにしても漫然とそれにかかる費用を実費とすることなく、公共交通機関を利用した場合の費用をベ

ースに費用負担の範囲を定めるといった点に配慮しておくべきです。また、当然ですが、マイカー通勤を認める場合には、任意保険への加入内容、保険期間や、更新の状況、保険料の支払い等についても確認しておかなければなりません。

保険の中には業務に関連する事故の場合には保険が利かない

とされているものもあり、任意保険加入の確認において、万が一の際に補償に問題ないか、その内容をチェックしておくことも必要となります。

2. マイカー通勤の許可条件

マイカー通勤を認める場合の許可条件としては、以下の条件が挙げられます。

①一定額以上の任意保険加入
対人保険額は無制限とし、損害賠償責任の高額化に備える。

②一定以上の通勤距離

おおむね片道通勤距離が2km以上としている場合が多い。

③公共交通機関が利用できない
利用できる公共交通機関がない場合や、ほかに公共交通機関よりマイカーのほうが大幅に時間短縮可能な場合に限定する。

④事故歴が一定範囲以下

過去1年～3年間に重大な

違反行為によつて刑事・行政罰を受けていない。
このほかに、交通安全講座の出席を要件とする場合もあります。

3. マイカーの便宜利用による会社責任

マイカーを主に通勤に使用しているが、これを業務に使用するという場合や、ともすれば直行直帰の手段に用いる場合には、その時間での使用は業務上使用となり、会社の責任が伴います。従業員が業務上使用で自動車事故を起こした場合、会社には次のような責任が発生します。
(1)使用者責任(民法第715条)
使用者責任とは、従業員が仕事中に起こした不法行為によつて、ほかに損害を及ぼした場合に使用者すなわち会社に損害賠償責任が生じるというものです。主に物的責任について適用されることになります。使用者責任

についての成立要件は、

①使用者と不法行為者との間に使用、被用の使用関係があること

ここでいう使用関係は労働契約による自社従業員に限らず、事実上の指揮監督関係があれば足りるとされ、他社の従業員（出入りの個人事業主等）であったとしても、日常的に自社従業員のように指揮を出し、業務を行っていたら「使用」関係が認められ、自社に責任が生じることになります。

②事業の執行につき損害を加えたこと

「事業の執行につき」とは基本的には仕事中心ということになりますが、厳密には被用者（従業員）の職務執行行為とはいえず、行為の外形からみて職務範囲内とみられるなら、これも含まれるとされています。たとえば、社有車を従業員が勝手に持ち出し、事故を起こしたような場合には、仕事中心ではなくても会社の責任が生じることがあるということです。

以上を要約しますと、自社の従業員が業務上で交通事故を起こして第三者に損害を与えた場合に、会社の責任が認められるということになります。

(2) 運行供用者責任（自賠法第3条）

運行供用者責任とは、自動車による人身事故について、被害者保護への責任です。自己のために車輛を運行の用に供する者（運行供用者）は、その運行によつて他人の生命または身体を害したときは、損害賠償責任を負うこととなります。

会社が社員のマイカーを業務で使用させていた場合には、会社には運行供用者としての責任がでています。

一方、全く通勤のみに使用し、社用には絶対に使用させず、職務の性質上通勤以外の必要がなく、会社もマイカー通勤によって直接的にも間接的にも何らの利益を得ておらず、車通勤費用以外にガソリン代や修理代の負担などがない場合には、会社は運行供用者の地位にあるといえず、自賠法第3条の責任は否定されるものと思われます。

4. 従業員が事故を起こした場合の会社の対応

従業員が事故を起こした場合、会社としては事故報告などの情報をもとに自社の責任の有無を判断することになります（表）。

事故状況から自社、運転者自身に過失があるのか、使用者責任、運行供用者責任を負う要件に照らし自社が責任を負うことになるのかなど、加入先の保険会社に相談するなどして、速やかに検討する必要があります。

検討の結果、会社の責任が免れないと判断した場合には、迅速な対応をしなければなりません。

表 会社の事故責任の所在

- ・業務などでマイカー使用を認めていた場合は、会社も原則として責任を負うことになる。
- ・形式上禁止とはしつつも、実際には業務の使用がなされ、黙認されている場合には、会社の責任は生じうる。
- ・通勤のみマイカー使用を認め、これが厳守されていた場合、会社の責任は原則として否定される。
- ・通勤・業務を含めマイカー使用を一切禁止し、実際にも遵守されていた場合には会社の責任はない。

ん。注意しておきたいことは、加害者と被害者の立場では、時間の進行で感情のもつれが生じることがあります。後日連絡をというよりは、遅くとも事故当日中に何らかの連絡を入れるのが原則としてよいとされます。

これに対し、事故に関する情報を検討した結果、会社に法的責任がないと判断される場合、基本的には「対応しない」こととなります。

仮に、直接被害者側から連絡があつたら「本人にきちんと申し伝える」といった回答が考えられます。

5. 自転車事故による企業責任

自転車通勤者が通勤途中で事故を起こしたときは、原則として「事業の執行について」にはあたらないため、会社責任が認められるケースはかなり限定的とされています。しかし、自動車と同様、重大事故につながるリスクがあり、自転車通勤希望者に対しても、安易に認めるのではなく安全運転教育の受講や保険への加入を義務付けるべきといえます。

